

令和 6 年第 9 回 廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 6 年 9 月 6 日 (金)

午前 9 時 3 0 開会

午前 1 0 時 1 5 分閉会

2. 場 所 廿日市市役所

7 階会議室

3. 出席委員 (農業委員 13 名)

1 番 河井 孝之

2 番 木浦 紀幸

3 番 神鳥 正貴

5 番 松井 祥壮

6 番 梶原 安行

7 番 山田 政則

8 番 岩木 國明

9 番 古川 憲吾

10 番 吉田 雅子

11 番 中谷 純子

12 番 中田 安義

13 番 岡 真由美

14 番 岩本 博志

(推進委員 12 名)

推進委員 登 宏太郎

推進委員 中山 憲治

推進委員 中田 進

推進委員 堀田 良昭

推進委員 三田 邦男

推進委員 松井 辰夫

推進委員 田丸 和也

推進委員 岡村 昭男

推進委員 倉本 良夫

4. 欠席委員 (1 名)

4 番 是佐 恵美子

推進委員 清水 透

推進委員 小西 礼子

推進委員 安井 多佳子

5. 議事録署名委員

2 番 木浦 紀幸

3 番 神鳥 正貴

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 竹上 教東

(佐伯支所) 次 長 藤本 秀樹

(吉和支所) 主 事 眞鍋 秀

(宮島支所) 主任主事 佐々木 駿

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案 39 号 農地所有適格法人の承認について

(2) 議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(3) 議案第 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

(4) 議案第 42 号 令和 7 年度市農業・農村施策に対する提案・意見 (案) について

《報告事項》

(1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

(3) 報告第 3 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に規定する農業用施設への
転用に係る届出について

事務局	初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
岩本会長	ただいまから、令和 6 年第 9 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。
議長	まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 12 名、欠席委員 2 名でございます。在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、2 番、木浦委員さん、3 番、神鳥委員さんのご両名にお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 39 号、農地所有適格法人の承認について議題とします。 説明をお願いします。
事務局	それでは議案第 39 号、農地所有適格法人の承認について、座って説明を申し上げます。議案書の 2 ページと、議案第 39 号資料①をご覧ください。 今回、〇〇から、農地を取得し、農地所有適格法人としての承認申請が提出されたものです。 前回の 8 月総会でもご説明申し上げましたが、法人が農地を所有する場合、農地所有適格法人として承認されなければなりません。その承認については、農業委員会で行うこととなります。 農業委員会で農地所有適格法人を承認するに当たり、必要な 4 つの要件があります。その 4 つの要件について、先月に引き続きですが、改めて御説明申し上げます。議案第 39 号資料①の裏面、2 ページ目の下の段の青帯の農地所有適格法人の要件をご覧ください。 1 つ目、法人形態要件です。これは、会社法に基づく株式会社、農事組合法人、合名、合資、合同会社のいずれかでなければなりません。 2 つ目の法人の事業要件です。主たる事業が農業及びその農業に関連する事業で、農業関連の売上げがその法人の全体売上げの過半であることが必要です。 3 つ目、法人の議決権要件です。法人の総議決権のうち議決権のある農業関係者の構成員の人数が過半であることで、その農業関係者とは、①法人の行う農業に常時従事する者、②農地の権利提供者、③農地中間管理機構等を通じて法人に農地を貸

	し付けている個人、④基幹的な農作業を委託している個人、⑤地方公共団体、農地中間管理機構等である必要があります。 4つ目、役員の要件です。役員の過半は、農業に常時従事し、年間150日以上である構成員であること。かつ、役員または重要な使用人のうち1人以上が法人の農作業に年間60日以上従事することとなっております。 以上のことを踏まえ、議案書2ページの表に沿って、順番に確認をしていきたいと思います。 初めに、1の法人形態でございます。申請者は、株式会社となっておりますので、要件を満たしております。 2の、法人の事業要件ですが、この法人より提出されました定款、損益計算書等を確認したところ、主たる事業が農業に関連することが確認できましたが、ここ数年の売上げに関しては、農業に関する収益が全体の売上げの過半とはなっていませんでした。しかし、この法人は既に認定農業者として経営を行っており、令和5年4月から令和10年3月まで市の認定を受けていること、また、この法人から提出をいただいた5年間の収支計画を確認したところ、令和10年までには現在貸し付けている土地を返却してもらい、その土地も利用しながら農業経営をするということで、農業に関連する売上げを全体の売上げの過半とするという計画が確認できましたので、要件を満たすことが見込まれると判断できます。 3の法人の議決要件の構成員ですが、今回、この法人より提出された株主名簿等により、株主全員が、この法人の行う農業に常時従事する農業従事者であるため要件を満たしています。 4つ目の役員要件ですが、この法人は、役員全員が農業に常時従事する年間150日以上である構成員であり、かつ60日以上農作業に従事する重要な使用人1名を雇用しており、役員要件を満たしています。 以上のことから、申請者は4つの要件を全て満たしているものと考えられます。 今回農地所有適格法人として承認いただいた後には、毎年、農地所有適格法人として報告書を提出していただき、適正に農業経営が行われているか農業委員会として確認していくこととなります。 以上で議案第39号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議長	この件について、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。

	議案第 39 号について、承認することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 39 号について承認することに決定いたします。 続きまして、議案第 40 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議題とします。 説明をお願いします。
事務局	議案第 40 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は 4 ページ、5 ページになります。 番号 228 番、農地の所在は、浅原字上保曾、登記地目は田で、1 筆の 240 平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難、譲受人は現在耕作している農地に隣接し便利であるためで、有償の所有権移転です。 番号 238 番と 239 番は関連案件のため、一括で説明いたします。 番号 238 番及び 239 番、農地の所在は、友田字尾ノ上、登記地目は田、畑及び宅地で、面積はそれぞれ 2 筆の 557 平方メートル及び 4 筆の 1,346.66 平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人はいずれも労力不足により耕作困難、譲受人は経営規模拡大のためで、有償の所有権移転です。 本件はいずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 40 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 228 番、古川委員さんお願いします。
9 番委員	9 番の古川でございます。私からご報告をいたします。8 月 19 日だったと思いますけども、安井推進委員と事務局とともに現地の確認をいたしました。場所は津田と浅原の境、小瀬川を渡る橋がございますけども、その橋のたもとから河川敷を上に向かう、川上に向かって 100 メートル行くかな、そのぐらいのところでございます。持ち主は〇〇さんですけども、労力不足ということで、耕作困難ということでございました。面積的には物すごく狭いです。河川敷の狭い農地でございますけども、そこを畑として利用したいということで、〇〇さんの方が

	借受けをする、購入するようになったということでございます。周りの田んぼ等も〇〇さんが作られていますので、別に他に提供することもしませんし、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。 それでは２３８番２３９番について、河井委員さんお願いします。
１番委員	１番の河井です。農地法の３条の申請で、２３８番２３９番に関連した申請ですのでまとめて説明をいたします。８月１９日に三田委員、事務局１名と私３人で現地確認をしております。場所は友和の友田地区で、これは〇〇さんの自宅のすぐ近くなります。２３８番は〇〇を経営している〇〇、社長は〇〇さんです。有償の移転で〇〇の作付をされ、経営規模の拡大のためです。２３９番は〇〇さん個人が有償の移転をされるものです。社長の〇〇さんご家族とも農業に大変熱心であり、適切に管理されるものと思います。 以上です。
議長	ありがとうございました。 この３件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第４０号について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４０号について許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第４１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について議案とします。 説明をお願いします。
事務局	議案４１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、説明させていただきます。 議案書は、６ページになります。 番号２４１番、農地の所在は、吉和字花原道山、登記地目は田で、面積は１筆の５６１平方メートルの申請です。 転用理由は、駐車場として利用するための申請ですが、譲受

	人が農地転用の手続を行わず利用していたもので、始末書が提出されております。 次に、番号２４３番、農地の所在は、玖島字上大町、登記地目は田及び畑で、面積は、３筆の２２９平方メートルの申請です。 転用理由は、社員寮として利用するための申請ですが、前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたもので、てんまつ書が提出されております。 本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模からみて適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第４１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ２４１番を、中田委員さん、お願いいたします。
１２番委員	１２番の中田です。番号２４１番について説明いたします。 ８月１５日に岡職務代理、倉本推進委員と事務局の４名で現地を確認しております。現地は〇〇のすぐ隣で、吉和川のすぐほとりになります。以前はもう原野化してから、イノシシの通り道になり、その奥にある農地に被害が大分あったのですが、これをされることによってイノシシが出なくなったということで、ほかに影響する農地もないので適当だと思っております。以上です。
議長	ありがとうございました。 ２４３番について梶原委員さん、お願いいたします。
６番委員	はい。６番梶原です。番号２４３番についてご報告申し上げます。８月２３日に、清水委員と事務局職員１名とで現地確認に参りました。場所は県道大竹湯来線の玖島大町分かれから佐伯区の白砂に向かい、約１キロ行ったところでございます。その途中に〇〇の〇〇があります。工場には海外からの研修生がおられ、工場近くの空き家を借りて寮にしておられますが、今回、〇〇さんの里である家並びに土地を提供されるのであり、周りは農地もなく、影響はございません。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 それでは、この２件につきまして、ご質問、ご意見等があればお願いいたします。 ございませんか。

	《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第４１号について、許可することに異議はございませんか。
	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４１号について許可することに決定いたします。 続きまして、議案第４２号、令和７年度市農業・農村施策に対する提案・意見（案）について議題とします。 説明をお願いします。
事務局	議案第４２号、令和７年度市農業・農村施策に対する提案・意見（案）について説明させていただきます。 議案書は７ページですが、事前にお配りしております、議案第４２号資料①をご覧ください。 今回の提案書は、７月末までに委員の皆さんからいただいた意見等を元に、事務局で提案意見を追加して案を作成したものでございます。 内容について項目順に説明をいたします。まず２ページからご覧ください。 １番、耕作放棄地対策について、農業者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地が増加しているため、解消が喫緊の課題となっております。 このたび解消のために次の３点を求めるものです。 （１）耕作放棄地の再生として、佐伯地域で小豆の栽培を行っていますが、〇〇の例のように、そば、小麦、大豆など、特産品の原材料を栽培していく仕組みづくりを行うこと。 （２）耕作放棄地を活用し、駐車場、水道施設、トイレ、休憩所などをそろえた、滞在型市民農園の整備を行うこと。 （３）農地を守る作業の中でも、皆さんが大変だと感じている、農地の草刈りについて、草刈り実施隊のような専門で草刈りを行ってくれる組織を各地域に、必要経費を市が負担して配置すること。 ２番目の、小規模農業者に対する支援についてです。 生産資材等の高騰により、小規模の農家の経営はさらに厳しくなっていることから、小規模の農家も安心して農業経営が行えるよう、次の４点を求めるものである。 （１）親から子への農地譲渡の促進 （２）後継者に対する農業研修の実施 （３）農業関係の補助金の支所単位での確保 （４）耕作地の固定資産税の減免

	3 番の、有害鳥獣対策についてです。 農業収入の減少だけでなく、農業者の生産意欲の減退を招く恐れのあるイノシシや猿などの被害対策について、次の 4 点を求めるものです。 (1) 捕獲おりの管理者への金銭面や見回り等での支援 (2) 有害鳥獣捕獲班員が活動しやすくなるため、捕獲班員への報償費の増額 (3) 捕獲後の円滑な処分のためのジビエ食肉加工施設の設置 (4) 捕獲後のイノシシの処分を業務委託などにより捕獲した者の負担を軽減する 4 つ目の、担い手の育成についてです。 集落の農業を支えるリーダー的存在となる担い手を育成するために、6 点を求めるものでございます。 (1) 支援制度の充実、周知 (2) トータルのかつ継続的な指導援助を行う (3) 特産品の生産拡大に向けた作物誘導を行う (4) 就農者の情報交換等のネットワークの充実 (5) 農産物の集荷、販売ルートの開拓 (6) 壮年者向けの就農支援金の創設 最後 5 番目ですが、各種交付金制度の積極的活用についてです。 中山間地域等直接支払制度等の申請事務が今、手間が多く、事務担当者の高齢化等も相まって申請が困難となりつつある上に、新規の利用が少ない現状があります。このことから、交付金を積極活用できる体制として、次のことを求めるものです。 (1) 交付金申請事務の軽減を図るための支援を行うこと。 なお、この案につきましては、内容全般についてご承認いただいた後、一部修正があればその修正を行い、最終的には 11 月の総会において市長及び議長に提案・意見書を渡す方向でいきたいと考えております。 以上で、議案第 42 号、令和 7 年度市農業・農村施策に対する提案・意見（案）について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 古川委員。
9 番委員	9 番の古川です。1 つ質問というかお願いなのですが、3 番に有害鳥獣の対策についてというのがございますが、これはいわゆる 4 つ足ものばかりで、鳥獣ということで、ぜひカラスについてもお願いしたいと思います。そこら辺でカーと言って二、三羽飛んでいる分には良いですが、何百羽という集団が第 1 群、第 2 群、第 3 群でやってきまして、もう大変な被害を受けています。市全体のことではないのですが、そういう地域

	もごさいますので、それに関しては家庭菜園であれば、畑全体に、天井まで網を張ったりされて家庭菜園をなさっています。ひどいのはお盆に、初盆のところを僕は大体全て回るのですが、そういうところは墓にお供えや花等を供えても、すぐに荒らされてしまうので、墓にも網をかけて中に収めたり、金網の中に墓があるというところもごさいます。大変被害が大きいと思います。ぜひこのイノシシ、当然猿もですけども、カラス対策等これをぜひ真剣に取り組んでいただくようお願いしたいと思います。加えて、熊でございますが、これはちょっと文書をここへ上げることは難しいと思いますので、今後の課題として熊対策をお願いしたいと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。
事務局	すみません。河井委員は有害鳥獣にたけておられると思うので、何かいいアドバイスか、この文面に何か足すときに、何かいい文言はないでしょうか。
1 番委員	カラスというのは空を飛ぶ。有害鳥獣専用の帽子とチョッキというのがあるので、それを見たら、すぐ飛んで居なくなります。今年も1回浅原で猟銃を持った人が12名ぐらいいたのですが、あの地区は物すごく山を切って、木がほとんどないような状況になっています。今までと違いこちらが隠れる場所がなかったということです。10羽ぐらいしか撃ち落とす事が出来なかった。カラスというのは頭が良い鳥で、捕獲が非常に難しい。やはり地元の者がもっと産業課のほうへ困っているから撃ち落として欲しいということを再三言って、2回も3回も出動をしてもらうように頼んだほうが良いです。そしてたら猟友会の会長さんが人を集めて撃ち落としに行きますので。再々カラスを撃ち落とすしかないと思いますよ。
事務局	ありがとうございます。 本件を参考に、重点的にやっていただくように、少し文章に付け加えて書きたいと思います。
9 番委員	よろしくお願いします。
事務局	ありがとうございます。
議長	そのほか、ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第42号について、承認することに異議はございません

	か。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４２号について承認することに決定をいたします。 続いて、報告事項に入ります。 報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について報告します。 説明をお願いします。
事務局	報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は、８ページになります。 今月の報告は、令和６年７月１１日から８月９日までの間に受理した３件です。詳細の説明は、省略させていただきます。 番号２１２番については、申請人が農地転用の手続を行わず、利用していたため、始末書が提出されております。 本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で、報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について報告を終わります。
議長	この件について、質疑等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第１号を終わります。 続きまして、報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について報告します。 説明をお願いします。
事務局	報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について報告させていただきます。 議案書は９ページから１２ページになります。 今月の報告は、令和６年７月１１日から８月９日までの間に受理した８件です。詳細の説明は、省略させていただきます。 番号２０３番と、２２０番については、前所有者が農地転用の手続を行わず、利用していたため、てんまつ書が提出されております。 番号２２３番から２２５番までについては、関連案件となります。 本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員

	で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	この８件について質疑等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第２号を終わります。 続きまして、報告第３号、農地法施行規則第２９条第１項第１号に規定する農業用施設への転用に係る届出について、報告します。 説明をお願いします。
事務局	報告第３号、農地法施行規則第２９条第１項第１号に規定する農業用施設への転用に係る届出について、報告させていただきます。 議案書は、１３ページになります。 この届出は、農地法施行規則第２９条第１項第１号に規定された、農業用施設に供するための転用であれば、農地転用の制限の例外となり、農地法第４条第１項の許可が不要となります。 本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、耕作者が自らの農地を、自らの耕作に供する他の農地の保全もしくは、利用の増進のため転用するものと認められましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で報告第３号、農地法施行規則第２９条第１項第１号に規定する農業用施設への転用に係る届出について、報告を終わります。
議長	この件について質疑等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第３号を終わります。 その他、ご質問等はありませんか。 特にないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。 委員の皆様には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

	次回の第10回農業委員会総会は、10月8日火曜日、午前10時から廿日市市役所、ここ7階で行います。次回から10時でございますので時間を間違えないようよろしくお願いします。 それでは大変ありがとうございました。
--	---

(閉会 午前10時15分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年10月8日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（ 2 番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（ 3 番委員） _____